

2021年度入学試験問題 出題趣旨(民法)

第1問

- (1)121条の2第2項が問題となる。反対解釈するなら、Cも甲建物の価格相当額を返還しなければならないようにも見えるが、そもそもAが詐欺を働いたので、この場合にはCにリスクを負わせる見解もなりたちうる。
- (2)Aには詐罔の意図がないので詐欺にはならず、Cの錯誤(基礎事情の錯誤)が問題となる。ここでも、建物滅失のリスクをどちらが負うべきかという論点が生じる。

第2問

不動産の二重譲渡において、譲渡の対抗要件を備えていない第一譲受人が対抗要件を備えた第二譲受人に対して、譲渡の目的物にかかる所有権取得を主張する場面と所有権の取得に代わる損害賠償を求める場面において、問題となる規範を摘示し、それぞれの要件・効果に関する検討を的確に行うことができるかが問われている。

意思主義及び対抗要件制度の意義をふまえ、とりわけ民法177条における「第三者」該当性に関する検討を行うこと、履行不能を理由とする履行に代わる損害賠償債権(415条2項)を保全するための詐害行為取消権(424条以下)を行使することの可否、行使できる場合の効果に関する検討が求められている。このほか、留置権(295条)や債権侵害の不法行為責任(709条)なども付随的な争点として一応問題となりうる。